

平成19年度中国地方知事会第2回知事会議議事録

- 1 日 時 平成19年11月13日(火) 13:30~15:45
- 2 場 所 都道府県会館4階402会議室
- 3 出席者 平井知事, 溝口知事, 石井知事, 藤田知事, 二井知事,
福田中国経済連合会会長, 林山口県商工会議所連合会会頭
- 4 次 第 議事
 - (1) 「中国地域発展推進会議」の設立について
 - (2) 広域連携検討会の検討状況等について
意見交換
 - (1) 分権型社会における「国と地方のあり方」に関する研究報告について
 - (2) 共同アピールについて
 - (3) その他

(事務局長) ただ今から平成19年度中国地方知事会第2回知事会議を開会いたします。
私はこの会議の進行役を務めさせていただきます広島県政策企画部の小中でございます。
どうぞよろしく願いいたします。まず開会にあたりまして会長であります藤田
広島県知事のご挨拶を申し上げます。

(広島県知事) 皆様には大変お忙しい中、平成19年度中国地方知事会第2回知事会議に
ご出席をいただき誠にありがとうございます。正念場を迎えております第二期地方分
権改革は、現在、地方分権改革推進委員会において、勧告に向けた具体的な方向性を
示す、「中間的とりまとめ」について、最終的な調整が行われています。これまで、
実施されました関係省庁からのヒアリングの回答状況をみますと、いずれも、二期改
革に対する消極的な姿勢に終始しておりますが、この「とりまとめ」では、「地方が主
役の国づくり」に向けた具体的な改革案が盛り込まれるよう強く期待しているところ
でございます。また、今後本格化する来年度の国の予算編成にあたり、国と地方の抜
本的な役割分担の見直しなどと併せて、地方の自主的、自立的な行財政運営が可能と
なる税財政制度の確立、とりわけ地方交付税総額の復元・充実について、我々が一致
して取り組む必要があると強く感じております。一方、5月の知事会議におきまして、
島根県からご提案のあった、ポスト過疎法の制定に向け、全国知事会における検討組
織の設置などを求めていくことにつきましては、7月の全国知事会議の場で、5県を
代表して提案を行った結果、先月の過疎対策特別委員会の設置に続き、今月1日には、
中国地方5県の知事を含め、38名の知事が委員に選任されたところでございます。
我々、中国地方知事会が全国に先駆けて起した行動は、広く全国に共感を呼んだもの

と認識しております。本日は、中国地方が抱える様々な課題につきまして、活発なご議論をいただき、中国地方知事会としての共同アピールを取りまとめたいと考えております。また、先般、福田中経連会長から、「中国地域発展推進会議」の設立に関しまして、中国地方の経済界の総意として、当知事会に対して、参加のご依頼がございました。後ほど、ご提案の趣旨等につきまして、福田会長及び林山口県商工会議所連合会会頭のお二人から、ご説明をいただき、我々と意見交換を行うこととなっております。本日は、忌憚のないご意見を賜り、どうか、この会議が有意義なものとなりますよう祈念いたしまして、開会のご挨拶といたします。どうぞ、よろしくお願いいたします。

(事務局長) ありがとうございます。それではこれからの議事につきましては、規約に基づきまして、会長に主宰いただきますので、よろしくお願い致します。

(会長) これからの会議の進行は私が務めさせていただきますのでご協力をよろしくお願い申し上げます。座って失礼いたします。それでは、議事に入ります。議事(1)「中国地方発展推進会議の設立について」でございます。このことにつきましては、11月1日付けで、知事会に参加の依頼がございました。本日は、中国地方の経済界を代表して、福田中国経済連合会会長、林山口県商工会議所連合会会頭のお二人から、設立の趣旨等について、ご説明をいただき、その後、意見交換をさせていただければと思います。それでは、福田会長よりよろしくお願い申し上げます。

(福田会長) このたびは、皆様、大変ご多忙の中を貴重なお時間を割いていただきまして、真にありがとうございます。提案に際します前に、一言だけお礼を申し上げたいのですが、去る7月26日に中国地方知事会、並びに中国5県の経済界の共催のもと、道州制シンポジウムを広島で開催させていただきました。お陰さまをもちまして、大変盛会裏に終わることができましたことをこの場をお借りいたしまして、厚く御礼申し上げます。それでは、提案に移らせていただきます。お手元の資料の3枚目をお開きいただきますと、この会議の趣旨につきまして、設立趣意書に記載してあります。東京一極集中というのは、留まることを知らず、地方は疲弊の一途です。また、2005年には、日本の人口減少が始まりましたが、ご案内のとおり中国地方の人口は、その10年前に減少に転じるなど、中国地域を取り巻く社会経済情勢というのは、大変厳しいものがございます。こうした、大変厳しい環境に対応するには、一刻も早く地域一体で新たな対策を図り、地域を活性化させていかなければならないと思っております。そして急がなければならない状況の一つに、他の地域ブロックの動向がございます。お隣の九州、東北におかれましては、急激な社会経済の変化に対応するために広域的に官民一体となり、様々な活動がなされております。九州におかれましては、

実際に広域観光などの面でかなりの成果が出ているやに聞いています。しかしながら、当地域におきましては、真に残念ながらこれまで県境を越えた広域に渡りまず課題に対しましては、官民が共同して解決に向けた取組みを行う活動は、今、島根、鳥取両県境の方で、横断プロジェクト的なものがございまして、これまでほとんど見受けられないのが実態でございます。つきましては、中国地域の特色を活かした地域の発展に取り組んでいくことを目的に中国5県の知事の皆様と経済界のトップが一堂に会しまして、協議する場としてここに本会議の設立をご提案させていただくものでございます。この会議の運営等について若干触れますと、お手元の規約というのがございます。規約(案)の主な点をご説明させていただきます。この会議の活動ですが、第3条で掲げておりますとおり、産業振興、社会資本整備、海外との経済交流、環境問題などに関する事項について議論できればと思っております。続きまして、会議への参加メンバーですが、経済界からは、中経連の会長他、各県ごとに1名、県商工会議所連合会、経済同友会、経営者協会のトップの中から1名ご参加いただくように考えています。次にこの会議の会長ですが、基本的には知事会会長と中経連会長が、交互に務めることでどうかと考えています。初代会長につきましては、今後、国の出先機関との厳しい折衝というのがないとも限りませんし、九州ならびに東北ですが、他の2ブロックにおける、官民一体の会議でも知事会側から会長を出されていることもありますので、今回はぜひ知事会側をお願いしたいと考えています。続きまして、会議の開催についてですが、開催回数が年2回として、そのうち1回は総会といたします。総会の審議事項につきましては、第9条のとおりでございます。年2回の開催とした理由につきまして、この激動の時代に行政サイド、経済界サイド、双方から求められる協議テーマというのは、少なくないだろうということと、経済界のトップからは、知事の方々とできるだけ多くの意見交換をさせてもらいたいという声がございますので、そういうところからも判断しました。また、開催日につきましては、お忙しい知事の皆様のご都合に合わせて、基本的には、中国地方知事会の開催日に行えればと思っております。以上、運営等につきまして主要な点を中心に簡単にご説明いたしました。最後になりますが、この会議の設立は、地元経済界の総意によりお願いしているものでございまして、何卒、中国地方知事会の皆様のご理解とご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。それでは、私の右隣におられます林山口県商工会議所連合会会頭からも、ご発言をさせていただきます。林会頭よろしくお願い申し上げます。

(林会頭) 林でございます。中国地方知事会の皆様には、私どもの提案に際しまして、貴重なお時間をお割きいただき真にありがとうございます。座らせていただきます。この中国地域発展推進会議の趣旨、目的等は先ほど、中経連の福田会長が説明されたとおりであります。実は山口県では本年3月県内の経済団体のトップが一堂に集まり、地域内の活性化策や環境・雇用問題など、共通した課題について協議する会議として、

山口県経済5団体懇話会の設立について合意し、この8月に第1回の会合を行ったばかりであります。行く行くは、行政と連携し県内の官民が一体となった活動へと発展していけばと願っているところであります。ここでいうところに5団体というのは、商工会議所、経済同友会、経営者協会、商工会、中小企業団体中央会、この5つでございます。そして、8月に協議いたしましたことは、5団体で何かやることを決めようではないかという話でございました。いろいろ論議をしましたが、2つほど決まりました。一つは、今年の夏は大変暑かった関係もございまして、地球温暖化に対して、我々としてどういうふうに対処していったらいいか、そして、もう一つは、我々が、日常、非常に苦い思いをしているわけですが、山口県の高校を卒業した人が、東京の学校に行きまして、なかなか山口県に帰ってこないのです。東京の学校に行った人をもう少し多く、山口県に帰ってもらうように、何か作戦を考えようではないかということで、具体的なことにつきましては、今度2月頃にまた会合をしますから、その時に、その二つのテーマの具体的な方向について協議をしていこうではないかということになったわけでございます。今回、提案のありました中国地域発展推進会議は、我々の会議とまさしく趣旨、目的など、方向性が同じものであり、中国地域への拡大版として大いに期待しているところであります。どうか、中国地方知事会の皆様方におかれましては、我々、中国地方の経済界の意を汲み取っていただき、設立に向けてご理解とご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。私の発言といたします。ありがとうございました。

(会長) ありがとうございます。ただ今のご説明につきましてご意見、ご質問等がございましたら、ご発言をお願いいたします。

(鳥取県知事) 技術的なことで質問ですが、経済界は各県の商工会議所連合会、経済同友会、経営者協会の中から代表が1名と理解すればいいのですか。その場合、会費は所属団体が負担すると書いてありますが、それはどういうことなのですか。

(福田会長) 一番よろしいのは、各県からぜひ出たいということで、経済団体の方が皆、参加していただければいいのですが、そうしますと知事さんが5人に対しまして、非常に大勢の方が出る格好になります。当初、私どもとしましては4団体でございますので、4団体を誰かが代表する格好で出させていただきます、5対4の格好がいいかなと、当初設計は考えておりましたのですが、やはり県から出たい、知事さんとの意見交換もしたいという声が強うございましたので、それでは、人数のことも考え、3団体から1つという格好で、皆様のご理解を得たのです。だから、県ごとに3団体の中から、どの団体を選ばれるかは、県の主体性に任せようということでございます。また、負担につきましては、これからですが、一応、中経連がある額を持ちまして、残りを

経済3団体で負担していただくということでございます。

(会長)事務局、これは何か配布するような資料が何かあるのですか。

(事務局長)特に今のところは。

(会長)わかりました。

(山口県知事)私のところは、地理的な条件もありまして、中国地方知事会は当然、こうやって入っているのですが、九州地方知事会議にも入っているわけですね。九州の経済界との戦略会議とかのメンバーにも一応入っている形になっているわけです。ところが、九州に行きますと、「九州は一つ」という言い方の中で、我々が入っているものですから、どうも中途半端な形でしか入っていない形なのです。だから、いつも会議に出ても、どうも、「九州は一つ」という会議なものだから、僕も出ても発言もしにくいしというような立場にもありますから、やはり中国地方の経済界でまとまってされるということになれば、これが一緒になってされるというのは、初めての機会だし、今、林会頭さんが山口県も経済界も本当は、九州を見たり、中国を見たりしている面もありますが、8月に経済界もまとまってきたということもありまして、ぜひこういう会に参加していきたいという山口県の経済界の方向性もありますから、私としては、今回、こういう会議があれば、積極的に参加していきたいなと思っています。ただ、今、言いましたように我々も九州にも入っているし、中国もということで会議が非常に多いものですから、何らかの形で、会議の整理というか、何かしないといかんのかなという気が一方ではありますけどね。基本的にこの部分だけ捉えてみれば、せっかくこういうご提言もいただきましたので、この会議そのものはぜひ、お願いできたらと思います。

(岡山県知事)私は、この会議の意味そのものは、十分評価できると思っておりますが、中身を拝見させていただきますと、第3条の具体的な活動の内容が(1)から(5)まで書いてございますが、まさにこの事柄は、我々、中国地方知事会において、我々県を代表して真剣に議論している事項ばかりでございまして、議題としてかなり整理が必要なのかなというような感じがいたしますのと、お聞きするところ、先行している圏域の経済界の皆さんと一緒にやっていらっしゃる協議の内容は、どうしても一番、具体的でわかりやすい観光振興というテーマです。広域的な観光の連携といったようなことが、成果として打ち出しやすいということで、主たるものは、これが議題事項となって、その他についてはもろもろ意見交換はするということではございますが、一定の方向性を出していくとなると、やはり我々、知事会として県を代表して、我々5人が内容をまとめ上げていくということで、それぞれの県政との係わり合いの中で、

方向性が決まっていくのかなと思っていますので、そういった面、具体的にもう少し中身を詳細検討していく必要があるのではないかなというの一点と、それから、今のご質問にありました、経済界がそれぞれ、岡山県内でも6団体ございまして、その中でも3団体から1名ということになっているわけですが、それぞれ各県からどなたが選ばれるのかというのは、その県の自主性だということで、自主的、主体的に選任されたそれがばらばらで、ある県は商工会議所、ある県は経営者協会といったようなことになった時に、果たしてそれでどのような議論が進んでいくのか、議論の統一性という点において、詰めていくべき事柄があるのではないかなという感じもしております。我々岡山県としては、先ほどの中国圏の国土形成計画の時もお話をしたのですが、山口県さんと今度は、逆に近畿圏とのつながりとか、四国とのつながりとか、そちらの方とも経済界は非常に関係が深いというようなこともございますので、いろいろな広域的な連携のあり方という大きな動きもありますので、そういったものも念頭に置きながら引き続き、この協議を進めていくべき事項ではないかなと、このような感じがしております。

(島根県知事) 私は、このご提案に賛成でございます。趣旨、大変うれしいと思います。この連携は、地域、地域でいろいろな濃淡がありますけれど中国5県は知事会がございまして、やっておるわけございまして、5県の行政の方に経済界からの注文もございまして。私どもの方も、行政の方から経済界の方々へ応援をお願いしたいとか、いろいろなことがあるわけございまして。先ほど、岡山の知事さんがおっしゃったように観光なども広域的になっております。私どもも、それをひしひしとを感じるわけございまして。観光ということになると、道路網の整備といったことが必要なわけございまして、行政は一生懸命にやっておりますが、経済団体も一緒になりまして、国に働きかけるとか、経済団体の上部団体、特に都市圏におきまして、経済団体などにおきましては、地方道の整備についての理解が不足するようなことも見られるわけございまして。中国5県の行政の必要性を同友会の全国組織、あるいは全国の経営者団体の全国組織の中で、このご発言をいただき、都市のご理解を得るということは、大変大事なことです。行政と経済、民間がタイアップしてできる活動をやっていくという場になればと思います。やりながら、なるべく具体的なことを議論する方がよろしいかと思っております。港湾の整備なんかもございまして。道路もございまして。観光と一体的にやっていくということもございまして。あるいは、空路もあります。そういうことをやりながら考えていくということで、始めたらよろしいのではないかと思います。

(鳥取県知事) だいたい、各県の知事さんと同じようなことだと思います。私も、こうして経済界の皆様にも共通理解をいただきながら、中国地方全体の課題を論じ合う機会

が必要だと思います。ただ、二井知事がおっしゃいましたように、あまりたくさんいろいろな会議が錯綜することになりはしないかとか、あるいは、石井知事がおっしゃったように誰が出てくるかということも本当は難しく、課題もあるのかもしれませんが。そういう意味で、とりあえずやってみるというぐらいで始めてみるのはいかがかなと思います。ただ、その際にここでけっこう具体的に書いてあるものですから、例えば、第3条で第9条に掲げる総会を含め年2回開催するといっていますが、知事会自体、中国地方で全部で年2回集まるのが大変なことでありますし、その1回は議会と一緒にやるような会議も混ざっています。このへんは、もう少し事務的に調整して、現実可能なところでスタートするという共通理解で調整すべきは、ちょっと調整してもらって動きやすいようなところからまず始めてはどうかなと思います。課題としては、今、溝口知事がおっしゃったようになるべく具体的なことをその時、その時でテーマにした方が私もいいと思います。観光とか、域内での航空路線を中国地方として考えられないかとか、何か具体的なことをやって、成果を個別に出していくような、そういう会議になることを期待します。

(会長) とりあえず賛成3，もうちょっと検討1ということになっているのですが、例えば、議題とか会議の日程そのものは知事会の日程に合わせるということがありましたので、後は、各県から集まれる経済界の方がどういう方になれるのか、これは多様な方が集まれて、多様なご意見が出る方が、本来好ましいのではないかという気もします。それと、事前に、この知事会でもそうですが、何を議題にするかは、あらかじめ事務方がある程度打ち合わせて、なおかつ、合意のもとにこういったものを議題にしましょうということで議題にしているわけなのですが、石井知事さん、そういうやり方で、あらかじめよく擦り合せた上でやるといったことだったらどうなのでしょう。

(岡山県知事) 今、私が言ったようなことを、もう少し事務的に詰めてもらって、皆さんが、納得いくような形が出来上がるということでございますれば、私も意義があるとは思っているのですが、ちょっと私が申し上げたようなことについて、十分まだ検討が詰まっていないように思われますので、もう少し時間をいただきますればと思います。

(会長) 特にどのポイントでしょう。

(岡山県知事) 今、申し上げましたように、議題の整理、どのような内容で議論して、私たちの知事会の中で観光となったら、必ず、毎回、毎回、広域観光の話が出て、まとめていますよね。その時の知事会のテーマとの関係とも、同じ日にやるとすれば、ど

うしたらいいとか、いろいろ出てくると思いますので、方向としては、私も前向きにやっていくべきことだろうと思いますけれど、もう少し、お時間をいただきますればと思います。事務的にもう少し協議を詰めていって、私どもが納得できるような形で整理できればなと思っております。

(福田会長) ご指摘の点、1～2回答させていただきますと、各県は、それぞれ3つの団体で話し合いをしていただきまして、その中での代表という格好になって、いったんこれになりますと、2年間フィックスという格好になります。その方が、出て、当然持ち帰られて、地域でお話をされる。こういう議論もあったと、逆に意見の吸い上げられるような格好になろうと思います。これは今、藤田知事からおっしゃっていただきましたが、その構成が、できれば分散した方が、3団体ということであるからには、却っていいかなという感じがします。何よりも2ページ目のチャートでございますが、これはまだ叩き台でございますが、一番上が、今会議でございまして、推進会議の下に検討部会と幹事会をいうのを書いていますが、ここでは人数が多少増えまして、ブロック全体の4団体の周知、あるいは県単位の意見の吸い上げも図れるかなと考えてございます。それから、中身の議論でございますが、大きいことを書いていますが、基本的にはちゃんと調整いたしまして、県の事務局の方とも調整して、どういうところが一番いいか、できるだけ具体的なテーマについて議論しないと逆に意味がないと思っておりますので、そのところは詰めさせていただきます。今、敢えてこういうところもあるではありませんかというところで、一応、書き出させていただきます。それから、もう一つ、これは、場合によっては失礼なのですが、官民が協議決定してはじめて中国地域全体の総意だと、私は認識しております。知事会は知事会、経済団体は経済団体、しかも経済団体の場合は4つもございますので、そういうのがみな個々に論議をつくすということは大事ではありますが、官民の合意のプロセスというのは、最終段階では必ず必要になって、そこで一体感のある施策というのが打ち出されていくわけでございますから、それを官と民が同じテーブルで議論させていただくということは、非常に時間のロス、非効率性も緩和されるのではないかというふうに思っております。どうぞ、その点もご一慮くださいませ。

(岡山県知事) それから、もう一つ、事務局の方なのですが、ご提案が経済界の方から出ているのですが、事務局は両方に置くとして、第1回は中国地方知事会の方でというお話が今、福田会長さんのお話があったのですが、我々の方として、会議をセッティングされるのが、経済団体の方がセッティングされるという中で、私たちが出席させていただいて、意見を述べるのは、これは参加しやすいと思うのですが、中国地方知事会の方が事務局を仰せつかるということになりますと、我々知事の共同責任になりますので、そのところもどう考えたらいいかというのもあるのではないかと思います。

すですね。

(会長) 共同責任とまで深く考えるでしょうか。我々、中国地方知事会で、例えば、今日もいくつかアピールがありますが、これを採択すれば、これを全国知事会にあげていって、全国知事会で採択してもらおうとか、こういうプロセスをたどるわけですが、民間の中経連の会長、あるいは商工会議所の会頭の皆さんと、この3条にあるような議論がフリーディスカッションに終わるのかどうかは別にして、そういうブレーンストーミングを行ったところで、何かそれに引き続いて、具体的に何かやらないといけないというオブリゲーションを生むのかというと、そうではないような性格の会ではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

(岡山県知事) しかし、そこはやってみないとわからないのではないのでしょうか。どのような会になるのかは。

(会長) そうするとやはり、次の知事会に向けて、詰められるところは詰めて、とりあえずやってみるというのが、今、他の3人の知事さんのご意見だったように思うのですが、いかがでしょうか。

(山口県知事) 年に2回ということですね。だから、今日、一応やるという方向になれば、最初の会議というのは、来年の春ということ的前提を考えればいいですね。だから、春に一応やるということ的前提をしながら、今の石井知事がいわれたような問題点、課題を整理しながら詰めていく。それでやっぱり、やってみるということが必要じゃないかという気がしますのでね。課題を事務的に詰めながら、とにかく来年の第1回目やって、いろいろな意見交換をやるというようにしたらどうかなという感じがしますけどね、どうですか。皆さん。

(鳥取県知事) 私も二井知事と結論においては一緒なのですが、ただ、私はせっかくやるのでしたら、5県のコンセンサスも形づくりながらスタートさせるのが、私はいいだろうと思います。単純に多数決ということでもないだろうと思います。石井知事のお話をうかがってみて、何から何まで全部他の県とスタンスが違うということでもないように思います。つくり方の問題で、例えば、事務局の話があるのであれば、経済界の方も、言いだしっぺということで、経済界が事務局を引き受けるといったことがあるのかとか、あるいは、私は年2回やるのにこだわるのかという気がするのです。もっと、本当にやるのでしたら、観光とか交通とか幹事会ぐらいで何度でもやってもらって、そういうのを例えば年に1回でも、オールラウンドで議論をすると。別に一人に代表者を限らなくても、経済団体の人にも出てきてもらって、盛大にやるという手も

あるかなという気もするのです。ただ、何か雛形がなければいけないと思いますし、これがせつかく提案されていますので、春ぐらいに第1回目をやってみると、これもやるというところまで5県が完全に合意できなくても、例えば準備会議という形式でも一度集まってみるということで、今日、決着ができなくても事務方で調整をするなども必要ではないかと思います。

(岡山県知事) ですから、経済界の方で、先に第1回の準備会のようなものやってみて、本当に知事会の議論とうまいこと議題の整理とかできるのかどうか、私はもうかなりダブって、議論が同じようなことをするように、どうしてもなってしまうのではないかということを思いますので、やってみるというお話がございますから、実際にそういうことでやってみて、その後、問題がなければ、それを定例化していくというように、まず第1回を準備会合的にやっていくということであれば、私は、とやかくこれ以上、言うことはございませんけれど、非常に心配しております。知事会自体の議論と本当はかなり議題がダブってくる。我々は、それぞれ県を代表してお話しておりますから、それとの関係でどうしたらいいかというのはあるのではないかと思いますね。

(会長) 確かに我々は各県を代表しているわけですが、100%代表しているかという点必ずしもそうではないわけでありまして、違ったご意見がありましたら、それはやはり傾聴して、それからの判断ということになるかと思えます。それから、やはり県境がビジネスの邪魔をしてはいけないと思うのです。ですから、そういう意味では、石井知事さんの慎重論がございますけれど、来年の春の中国地方知事会までに、ご懸念の点、あるいは事務局のあり方、さらには細かい議論は、取りあえずはチャートに検討部会とか幹事に委ねるとか、そういったことを整理した上で、来年の知事会の時に、第1回を開催してみてもどうかと思いますが、いかがでしょうか。お諮りします。

(岡山県知事) 正式に第1回ということではなくてやっていただくことについて、私は異論がありません。

(会長) 正式の第1回ではないということは、準備会というか。

(岡山県知事) 経済界の方々でまずやっていただいて、そこに我々が参加してみて議論してみて、整理ができるかどうかですよね。

(島根県知事) 合同会議というようなことですね。要するに石井知事がおっしゃるのは、こういう規約に基づいて、かちとして始めるということではなくて、まあ、1回5

県の知事さんと経済団体が一緒に話をしてみましょと、それはそれで現実的なんじゃないですかね。別に規約がなくても生まれればいいのですから。それでやられたらどうですか。

(鳥取県知事) 準備会議という言葉が不適切であったならば、それは撤回します。今の溝口知事がおっしゃるような合同会議だとか、中国地方の経済を県境を乗り越えて考える会とか、何らかの積極ポジティブなネーミングでやってみて、もしあれだったら、次から定例化するというようにしてはいかがかと思います。

(島根県知事) それがいいんじゃないですかね。私は、石井さんのおっしゃることもわかるのですが、言っていることは、みんな変わらないと思いますよ。むしろ、経済界からの注文なんかがありますよね。行政でこうして欲しいとか、各県だけの話ではなくて、県をまたがるような話を我々が聞くのは大切ですし、我々も経済団体に対して、さっき申し上げましたが、道路整備なんかでいいますと、全国団体のトップの人たちは、地方道なんかはどうだという議論をされるわけでありまして、そういう場で中国地方を代表する経済界の方も、いやいやそうではないという論陣を張ってもらわないといけないわけでした、我々の方からもお願いすることがありますから、相互のインターアクションを、経済界と行政がやるというのは大事なことで、形式は石井さんのご意見もありますから、それはもう少し詰めるということとして、合同会議を始めたらいかがでしょう。

(福田会長) ご熱心に議論いただきましてありがとうございます。ただ、ひとつ気になりますのは、今、ご提案させていただいているスキームというのは、やはりさっき言いましたように、これからの時代山積している課題を県が代表しているとか、経済界がどうだというものではなくて、官と民が一緒になって議論して行って中国地域の活性化を図っていくのが一番自然のような気がいたします。そういう観点から今のスキームはつくっていますが、当然、これは第1回までには、ちゃんとお話し合いさせていただきまして、合意を得られるものに直していくものだと思っています。叩き台としてこういう格好をつくっておりますのと、もう一つ、大事なことは官と民がイコールだということ。経済界がこの会議をつくった、それに知事サイドが入ってやろうというスタンスでは、これから長い期間にわたって中国地方の活性化を図っていくのに、いかがかと思しますので、そういう意味で事務局を含めて、県と経済界とで、共同作業でやっていきたいと思います。構成もどのようにでも変えますけれども、基本的なところは、官と民が同じテーブルに着いて、地域の活性化を図るのに、県が主導でも経済界が主導でもございません。ちゃんと中国地域の活性化を図ることができるのか、できないのか、というところにかかっているでございます。そこは同じ歩調

で同じスタンスでやっていただきたいというふうに強く申し上げておきます。どうぞ、よろしく願い申し上げます。

(会長) ご意見がございますか。(ありません)

(会長) そうしますと、合同会議ではなくて、次回をもう第1回として、それまでに規約等が詰まれば、正式な会議として立ち上げるというのがご意向というふうに。

(福田会長) 私たちは、それが希望でございますが、知事さんの意向に従います。

(会長) それでは、なかなか総意がこの場で、直ちにまとまりませんので、来年春に第1回をやるべく、規約等、あるいは議題、そういったものを事務方と十分打ち合わせさせていただいた上で、大方の合意が得られるならば、来年春、島根でしたか。

(島根県知事) それでは、まとめるように事務方で努力をしてもらって、まとまらない場合には、合同会議のようなことでもやると。

(岡山県知事) 事務的に少し時間をいただけますか。少し協議して詰まっていって、まとまれば今のような正式会議ですが、今のことでまだ整理ができておりませんので、それまでにちょっと調整していただければということで、まとまらなければ今のようなことで、合同会議でやるということではいかがでしょうか。

(島根県知事) まとまらなければ、合同会議でも同じことですからね。経済界は3団体から代表を出しますよという合意をつくれればいいわけですから、それで我々はもう出るのは決まっているわけですし、テーマも皆さんが考えるものがそう違うものではありませんから、大きなコンセプトとしては、もうできているので、実務的な細かいところをお詰めいただければ、それをやっていただければよろしいんじゃないでしょうか。

(会長) それでは、細かいところは実務的に今後、鋭意詰めて、形をつくるということで、とりあえず第1回になるか、合同会議という名称になるかは別にして、島根県でとりあえずスタートするというところでよろしゅうございますか。

(異議なし)

(会長) そのようにさせていただきたいと存じます。各県のご理解とご協力をよろしくお

願います。

(福田会長) どうもありがとうございました。

(会長) ここで、福田中経連会長、林山口商工会議所連合会会頭はご退席をされます。お二人には、本日は大変お忙しい中、ありがとうございました。

(会長) 議事(2)「広域連携検討会の検討状況について」でございます。今年度の広域連携検討会の取組について、現状での実施状況等を事務局から報告をお願いします。

(事務局長) お手元の資料番号2「中国地方知事会広域連携検討会検討状況及び今後の取組」によりまして、今年度の検討状況などについてご報告いたします。なお、本日は、時間が限られていることもございますので、5月の第1回知事会議での議論の結果、新たに検討事項として追加されました中山間地域等の医師確保対策の検討及び資料番号2、2ページ 情報通信システムの共同化の項目のうち、新たな検討課題として提案のございました情報システムの最適化についてご説明し、その他につきましては資料をご参照いただければと思います。まず、資料番号2の6ページの下の段でございます。中山間地域等の医師確保対策等の検討状況でございます。中国5県共通の深刻な課題でございます医師確保対策につきまして、担当者会議を開催し、医師不足の状況や、各県の医師確保対策とその課題などにつきまして意見交換を行っております。今後も担当者会議を継続的に開催し、引き続き情報交換を行うとともに5県連携による取組について検討することとしております。次に、2ページにお戻りいただきまして、2ページの上の段でございます。情報システムの最適化につきましては、第1回検討会を開催し、事例発表や今後の進め方について意見交換を行いました。また10月には、第2回検討会を開催し、情報システムの見直しや、その手順の標準化の現状について情報交換を行い、各県が運用している主要なシステムについて情報の共有を進めるとともに、最適化の観点や手法についてテーマを設定して研究を行い、共同発注等の具体的な成果を目指すことで合意しております。今後も、年2～3回のペースで継続的に研究検討を進めることとしております。広域連携検討会についての報告は以上でございます。

(会長)ただ今の報告につきまして、ご意見等ございましたら、ご発言をお願いします。(ありません)よろしゅうございますか。それでは、広域連携につきましては、担当県を中心といたしまして、引き続き検討を進めていくことといたします。続きまして、4、意見交換に入ります。(1)「分権型社会における国と地方のあり方に関する研究報告について」でございます。この件につきましては、各県の担当部長による協議を重ね

まして、本日の報告書がまとまっていますので、これに基づいた意見交換を行いたいと思存じます。最終的には、中国地方知事会としてとりまとめを行ってまいりたいと思存しますので、皆様のご協力をお願い申し上げます。それでは、研究報告について、事務局から報告をお願いします。

(事務局長) それでは、資料3についてご報告をさせていただきます。5県の部長で構成しております広域自治体のあり方検討会議におきまして、これまで検討してまいりました内容を分権型社会における国と地方のあり方に関する研究報告として整理したものでございます。まず、1ページをお開きいただきたいと思存じます。調査研究の趣旨としてとりまとめをしておりますが、今回の調査研究は、地方分権時代にふさわしい国と地方のあるべき姿を検討したものでございます。検討にあたりましては、目指すべき分権型社会のあり方と国と地方、それぞれが果たすべき役割を明確にした上で、今後の改革にあたって特に留意すべき見直しの視点を整理したものでございます。次に2ページをお願いいたします。目指すべき分権型社会の姿について考え方を整理しております。枠の中に住民参画のもとで、多様なニーズに適切に対応できる個性と活力にあふれる地域社会として目指すべき姿をまとめております。具体的には、中ほどに記載してありますとおり、目指すべき分権型社会は、内政は地方が広く担うことが前提であり、地域における自己決定と自己責任の原則が担保される仕組みが必要であること、そのためには国と地方を通じた新たな枠組みを、これまでの中央集権型システムから個性豊かで総合的な地方分権型システムに完全に転換していく必要があることなどを盛り込んでおります。これを受けまして3ページに国、広域自治体、基礎自治体のそれぞれのあるべき姿を整理しております。まず、国の姿としては、国際社会の中で国家の存在感を示しつつ、世界平和に貢献していくことを基本としております。また、広域自治体の姿としましては、広域にわたる内政を幅広く担い、県域全体の発展をリードしていくことを基本としております。さらに、住民に最も身近な基礎自治体の姿としては、住民のニーズや地域特性に応じて、事務を自己完結的に処理し、質の高い住民サービスが提供できる自立した行政主体であるべきとしております。次に、4ページをお願いいたします。あるべき姿を前提といたしました国と地方における役割分担の基本的な考え方を整理しております。まず、(1)の国の役割としては、国民生活におけるナショナルミニマムの部分を保障しつつも、内政は地方に委ね、国家の存立と国際社会への貢献に役割を純化していくこととしております。次に、5ページの(2)でございますが、地方の役割といたしましては、自治行政権、自治財政権、及び自治立法権を有する完全自治体として、地方自治を展開し、地域の実情に即した最適水準を確立することといたしております。またこのうち、広域自治体の役割といたしましては、世界的な視野を持ちつつ、広域的なサービスを総合的に担うこととしております。基礎自治体の役割につきましては、住民に最も身近な行政主体とし

て、地域に密着したサービスを自己完結的に担うこととし、個々の自治体で担うことが困難な場合などでも近隣自治体との水平補完的な連携により対応し、基礎自治体としての主体性を発揮していくことが必要であるとの整理をいたしております。続きまして、6ページをお願いいたします。前段で、整理をいたしました分権型社会を実現していくための改革の視点をまとめております。まず、(1)でございますが、国家行政の再構築ということで、国の組織体制のあり方についてまとめております。前回5月に行いました知事会議の中でも意見としていただいております中央省庁の解体再編ということ 키워ドに、これに向けた見直しの考え方を整理しております。中ほど以降に記載してありますとおり、今後、第2期地方分権改革において実行されるべき法令による国の関与や、規制の撤廃を前提とした関連事務の削減を中央省庁の組織定数の見直しに忠実に反映させること、加えて内政事務の大幅な地方への移譲を前提に二重行政を廃止する観点から、不必要な組織が存置されないことなどを盛り込んでおります。続きまして、7ページの(2)のところでございますが、地方における行政体制のあり方を整理しております。基礎自治体につきましては、住民に身近な行政を総合的に担うことを前提にこれにふさわしい十分な権限と財政基盤を確立する必要があること、また高度化、多様化する行動事務に的確に対応できる専門職員の育成など、一層の体制強化を図ることなどを盛り込んでおります。続きまして、次に8ページをお願いします。広域自治体のあり方でございますが、自立した地方政府としての役割を果たしていく上で今後は、道州制の導入についてより一層の検討を深める必要があること、また検討に当たっては、単なる都道府県合併に留まらないよう、中央省庁の解体など国の形を変える議論を行うこと、さらに国のビジョンにおいてより自主性、自立性の高い広域地方政府として、道州制を明確に定義づけることなどを盛り込んでいます。最後に9ページの(3)でございますが、国と地方を通じた税財政制度のあり方についてまとめております。道州制を視野に入れた今後の税財政制度につきましては、国と地方の役割分担の抜本的な見直しと並行して、内政全般を担う地方にとって、必要十分な税財政基盤を確立していく必要があると考えております。このためには、国から地方への大幅な税源移譲を念頭にこれまでの税体系を抜本的に見直し、可能な限り地域間の偏在性が少なく、安定性を備えた税体系を構築する必要があること、また併せて、地方税に係る制限税率の撤廃など、地方における課税自主権の実質的な強化を図る必要があること、更に住民サービスの向上という観点から、国と地方を通じた税目の整理や徴税事務のあり方などについても、今後見直しに向けた検討を進めていく必要があることなどを改革の留意点として盛り込んでおります。なお、財政調整制度につきましても、道州制のもとにおいては不可欠であり、部長会議でも議論をしておりますが、昨今の状況から今回の取りまとめには盛り込んでおりません。以上が、これまでの検討内容でございます。今後、この方向に沿いまして、国と地方を通じた財政調整のあり方など、さらに具体的な検討を重ねてまいりたいと考えてお

りますので、今回、報告に盛り込みました内容に対するご意見はもとより、新たな観点からの検討課題などにつきましても、幅広くご意見をいただければと思います。どうぞ、よろしくお願いいたします。以上でございます。

(会長)ただ今の説明につきまして、ご意見等がございましたらご発言をお願いいたします。

(岡山県知事)担当の方におかれましては、精力的に議論を重ねられまして、研究報告として大変立派な内容でまとめていただいたということで敬意を表させていただきたいと思っております。今回まとめていただいた内容は、今後の分権型社会における国と地方のあり方のまだこれは議論の第一段階だと思うのです。総論というか非常に大きな議論をこれから進めていく第一歩を踏み出しているということで、このスタンスは非常に大事だと思うのです。大事なことはここから、さらにもう一歩前に進めていく、議論をさらに深めていくということがこれからの広域的な自治体を司っている我々としても責務ではないかと思っております。地方分権の議論がだいぶ進んできております。しかし、まだまだ余談を許さない、その中で少なくとも今、福田内閣におかれましては、はっきりと地方分権改革の総仕上げとしての道州制の検討を加速すると明言されておりますので、そういう政府の動き、あるいは自由民主党における道州制調査会の総裁直属の機関への格上げといったような動きも念頭におきますと、我々といたしましてもさらに次のステップに入っていきたいと、検討を深めていきたいと願っています。具体的には国と地方の役割分担論が一番大事だと思います。本当に、この大きな総論的な指針は出たのですが、個々の事務事業を国が行うべきものは、限定的に行うとして、それは何なのか。その際に広域自治体、そして基礎自治体、それぞれが担うべき役割は何なのかという役割分担の議論を具体論に即して、議論をこれから深めていく、そして最も大切な自主性、自立性の高い税財政制度のあり方、非常にこれは困難な難しい問題ではありますが、この二つが一番大きなこれからの国と地方のあり方を決めていく際に大事なテーマではないかと思っておりますので、私といたしましては、せっかくまとまったこのあり方検討会議ですけど、引き続き、この検討会議におかれましては、今の国の大きな動き、いろいろな経済団体等の動きもございますから、それを見据えながら、今、申し上げましたような点につきまして次の段階に踏み込むようなそういう検討を引き続き行っていただきますればと、このように提案をさせていただきたいと思っております。

(山口県知事)今回、基本的な考え方については、事務局の方でよく整理をされてつくっていただいたと思っています。これから先、今、石井知事はさらに議論を深めていこうというお話がありましたが、ただ、今、地方分権改革の推進委員会でもかなり議論

をされて中間報告も出されるというような状況にもなっていますし、全国知事会でも細かい点も含めて、それぞれ各県が分担してかなり細かくやってきているわけです。同じような形で中国地方知事会としても、研究報告というような形でまとめるということになると、どうも二重の作業になってくるのではないかというような気もするわけです。したがって、次のステップとして、また研究報告という形で出すのか、私は出すのではなくて、今、全国知事会でまとめられている方向の中で中国地方知事会として、また具体的に意見をいわないといけないということが出てくればそれについて意見をいうという形で意見交換をしてやっていくという形の方がいいのではないかと、改めてまた整合性のとれた形できちっとまとめていくということになると、かなりの作業になりますし、タイミングを逸するということもありますから、個別の意見をいう形で意見交換をしていくというのでやった方がいいのではないかという気がするのですが。

(鳥取県知事) 私も二井知事のスタンスに基本的に賛成しております。と申しますのもこれは、非常によくまとまっていると思います。私も今、拝読させていただきまして、中央集権の政治を打破しなければいけない、これを解体することこそ道州制の基本であるということをきちんと押さえておられまして、我々の中国地方知事会としてのスタンスは、明確になったと思います。これは、大きな財産なので、これは今日、たぶん、取りまとめで終結するというお話だと思しますので、これ自体は良とさせていただきたいと思います。今後、今、二井知事もおっしゃいましたけれど、たぶん、地方分権推進委員会とか道州制の議論などもいろいろと臨機応変に出てきて、政治論になると思います。自民党だけでこの議論をやることには、到底ならないわけでありまして、民主党さんのスタンスなんかもあるわけございまして、必ずしも一枚岩で道州制について考えるという状況ではたぶんないと思います。ですから出てくるその時、その時の課題に我々が緊急にでも集まってきちんとアピールをするという方が、世論に訴えかけて、流れを中国地方知事会の考えるように引き寄せていく上では効果的ではないかと思しますので、とりあえずこれはこれで良として、今から年末にかけて、予算編成の時期に政治的混乱も予想されますから、それが終わった後の今後の知事会でそれをどうするかというような話をするぐらいでちょうどいいのではないかと、その間の臨機応変な対応については、会長に召集してもらって、我々が随時、集まるというスタンスでいいのではないかと思します。

(島根県知事) 私は、内容について若干のコメントをしますと、この分権で一番難しいのは、私の個人的な意見もあるのですが、結局、日本で経済発展の格差がありまして、それに伴って、税収の格差があり、そういうものを国の補助金、負担金で調整をし、さらに足りないところを交付税という仕組みで調整をしているわけです。この仕組み

があるから、全国で基礎的な行政はどこに行っても、教育なら教育、社会福祉なら社会福祉が達成できるわけです。これを地域に全部分散して、道州制みたいなことでもいいのですが、じゃあ、そういう地方間の格差をどういうふうな仕組みでやっていくのかという検討がないと、絵に描いたもちになるわけです。今、補助金整理をやるうとしていますが、結局、補助金整理をやるうとすると、大きなものをやるうとすると義務教育の国庫負担金みたいなことになるわけです。国庫負担金は、どこでも国が一定の負担金を設けて、山間地でも教員はこれだけ置きましょう。それだけ手当をしましょうという仕組みがあるから都会でもどこでもできるということなのです。今、問題になっているのは、国、地方の問題もあるけれど、そういう発展の違いによる地方団体間の調整のやり方が不十分だから、今、我々が議論しているような問題が出ているわけです。そういう問題をどう考えるかということを考えないと分権というのは、私はこういう抽象論をやってもそこからは、答えは出てこないと思いますね。だから、こういう議論よりも、今あるような問題をどう考えるかということももうちょっと検討したらいいのではないのでしょうか。これは、分権をやるときの大変大事なことだと思うのです。それは、道州制になっても同じなのです。どうなったって、首都圏を中心としたところと、そうでないところで格差があって、その間の格差は、交付税とか財源調整をしなければいけないわけです。それを一体どうするのか、そういうことをやるうとすると、これは一定の基準がないとこれはできないのです。そういう基準というのを、今の行政を地方でいろいろな基準をつくっているわけですよ。これを廃した場合に、どういう基準でやるのかとか、あるいは今度は、例えば、道州制の議論をするとすると、そういう全国的な道州間の調整に加えて、州内の、道内の調整を一体どういうメカニズムでやるのか。そういうようなことを議論しないと、あまりこういう議論を進めても、私はあまり将来の具体的な道筋のようなものは、あまり出てこないような気がしますね。これは、中国知事会だけの問題ではなくて、地方全体の問題なのですが、あまりにも過去の国の役割が大きかったもので、国と地方の役割を見直せば、分権ができるような議論になっているのだけど、そうではないもっと大事な問題があると、そこをもう少しやってもらったらどうかという感じがいたします。

(会長) ちょっと、議論のベクトルが違ってきているのですが、石井知事さん。

(岡山県知事) 今の溝口知事さんのご意見、そういうものを実は議論を深めて制度設計を、中長期的なテーマとして今からやらないと、地域が本当に元気になるためには、真の地方分権型社会をつくるためには、その観点からこの議論がスタートしたのではないかと思いますから。

(島根県知事) いや，だからその議論がほとんど書いてないでしょう。

(岡山県知事) いえ，ですから，そういう問題点がいろいろありますから，課題がありますので，次の段階にそういう課題を詰めていくようなところまで入っていったらどうか。ただ，課題はたくさんありますから，それをどれをやったらいいかというのはたくさんございますから，私は役割分担を最初にスタートにしたらと申し上げましたけれど，まずは，とにかく次の段階で，テーマごとにやってはいかがかというご意見もありましたから，それはそれでもよろしいのですが，やはり，制度設計論で心配な点が多々ありますし，欧米との比較で，すでに連邦制を導入しているところも多々ございますから，そういったものを念頭に置きながら，我々，中国地方ということで今，議論がまとまっていくと，比較的，大都市，大都会という部がありませんから，比較的，税財政論をするにも意見がまとめやすい立場に，共通のものがある程度あるのかなと思っておりますので，そういうのをテーマにさらに議論を深めていったらどうでしょうかというご提案を申し上げた次第です。

(島根県知事) そういう意味では，私も一緒なわけです。私は，非常に大事なところの議論が，抜けていると，そこを議論しないとこの議論は進めていっても。そういう意味では，二井さんや平井さんがおっしゃるのと同じで，主要な個別のテーマを具体で議論して，私はテーマとしては，今のようところが最も大事なところではないかという提案をしているということです。

(岡山県知事) 認識は共通だということだと思います。

(会長) そういたしますと，この研究報告につきましては，今，いただいたようなご意見をもとに，どのポイントから入るかということと，全国知事会のプロジェクトチームが，いろいろなとりまとめをしておりますので，あれとの作業の重複は，避けないといけないのだろうと思います。最も，あれが正しいかどうか，今後，知事会が戦利戦略を持って，あれの実現を国にどう迫れるかという問題が一番大きいのだと思うのですが，同じ，あれを検証しなければいけません，あれと重複する作業も避けなければいけないということで，事務的にいろいろな知事さんたちのご意見をうかがいながら，さらに財政問題等も含めて，今後，諸課題を整理しながら，また次の知事会でご報告申し上げて議論させていただくということによろしゅうございましょうか。

(岡山県知事) その時のテーマはどれがいいかというようなことでまとめていったらね。

(会長) それはもう各県から上げていただいて，事務的に調整して，集中的に。

(島根県知事) それは後から出すということですね。

(会長) そうです。

(島根県知事) 私はあまり、この個別のこともかなりもう進んでいますが、そういうことを実現するためには、どういう財源調整のメカニズムが必要か、道州制になった時には、それは一体どうするのか、そこをまずやって欲しいという意見ですので、それはまた提出いたしたいと思います。

(鳥取県知事) 基本的に一緒です。先ほど申し上げましたように、次回の知事会ぐらいでどういうふうにするかということを考えていけたら良いと思うのですが、せっかく今、5県で、この分権についての会議の場ができていますから、今、溝口知事がおっしゃったようなこととか、私は二重行政の廃止とか言っている中で、地方の場合は、どういうふうに組替えていくかといったようなことなども議論していったらいいと思います。これから、自由な立場で5県で出し合いながら、次の知事会でこんな問題点がありますねというふうに整理をして、徐々にタイムリーな問題から処理していったらいいのではないかと思います。

(会長) ご意見は、ベクトルは同じですね。何から議論するかというお話で。それでは、事務的に各県からご意見をいただきながら、更に詰めて次回の知事会で報告を受け、また議論を進めていくということによろしゅうございますね。それでは各県のご協力をお願い申し上げます。続きまして、(2)共同アピールについてであります。今回の知事会議にあたりまして、各県に共通する課題などに関して、国等への提案書を取りまとめることについて、事前にご提案をいただいております。本日は、これらの提案について意見交換を行い、可能なかぎりとりまとめを行いたいと存じますので、皆さんのご協力をお願い申し上げます。それでは、まず、「地方分権改革の推進と地方税財源の充実強化及び地方交付税総額の復元・充実について」でございます。この件につきましては、鳥取、島根、山口の各県から提案をいただいております。今回、各県の提案を踏まえ、事務局である広島県で取りまとめをして、文案を配布させていただいております。この内容について私の方から、ご説明を申し上げます。「真の地方分権改革」を推進するためには、国と地方の役割分担の根本的な見直しを行った上で、その役割分担に応じた国から地方への事務・権限及び税財源の移譲を一体的に行うことにより、地方の自治体経営における自主性、自立性を確保することが不可欠であり、

- (1) 新分権一括法に向けた国と地方の役割の見直し
- (2) 国と地方の二重行政の解消等による行政の簡素化

(3) 地方税財源の充実強化

(4) 地方交付税総額の復元・充実

の実現に向けて、一体となって取り組む必要があると考えております。特に、平成20年度予算の概算要求では、地方交付税の増加見込みを根拠に、さらに1兆円もの地方交付税を削減する方向が示されていますが、大半の自治体にとりまして、財政運営そのものが困難となっており、このままでは、法律で義務付けられている行政サービスの提供も危うい状態にあるのではないかと考えております。したがって、国の財政再建のために地方交付税を削減すべきではなく、平成20年度の予算編成にあたっては、三位一体改革で大幅に削減されたままの状態にある地方交付税総額を元の水準に復元し、その上で地域間格差の是正や地域再生に向けた新たな財政需要にも十分対応できるよう充実するように要請するものでございます。以上のような趣旨をお含みをいただき、ご意見等をうかがいたいと存じます。

(島根県知事) 紙で意見を書きましたので、それをご覧いただきながら、お配りしていただいたペーパーの3の途中からであります。一番下の行です。「また、現在政府において税源移譲等による地方税体系の再構築を行うことなく」云々のパラグラフで、次のページの「なお」の前までのところを今、お配りしているところが、加勢をした部分でございます。その部分を枠で囲んだ部分に変えていただいた方が、私はいいんじゃないかという意見なのです。この原案は、「地方税体系の再構築を行うことなく」と、それは、どうなるかまだわからないわけでありまして、それから、今、国全体で財政がこういう状況の中で、あるいはそういう政治情勢の中で、そして抜本的な対策がいつ行われるかという中で、政治的な状況にも依存しますし、経済の状況にも依存します。そこらへんは、今の段階でいえば、いつできるということを我々も予想できないわけでございます。そういう状況にあるということが一つ、それから、「国が一括徴収した上で、あるいは、地方自治体間で法人二税を、」これも議論はされておりますけれど、まだ具体的にどうなるかということは、まだよくわからないわけです。報道の段階であります。それから、「応益負担原則など、地方税の基本原則との関係で大いに問題があり」、これもやり方によっては、どういうことになるのか、あまり予断をもって議論ができる状況にはまだない。いずれにしても、まだ報道にある程度のお話でございます。それから、地方間で再配分した税収の総得点は、地方税の削減の恐れがあるというのは、これは、どういうやり方をとって、交付団体の地方税、例えば、法人二税が減って、それが交付団体の地方税にONされますと、交付税必要額が減るわけですね。それは、ある意味で当然のことなのです。メカニズム上。しかし、それで浮いた財源を国が、この召し上げるといようなことは、今の政治状況では難しいわけですし、そんなことが起こるともあまり思えませんが、そういう不明確なところをあまりターゲットに置いて、慎重に検討すべきであるというのは、やや、影に対して言

っているような話でありまして、私は、我々として、今の段階で国等に主張しないといけないのは、地方の税収の格差是正というのが、緊急の課題であって、これに対して、具体的な是正策を講じる必要がある。これが、最も大事なことではないかと思うのです。やり方について、いろいろ意見があるために、その実際に大事な課題が後送りになると、これはぜひ、避けなければいけないと。それをやってくださいと。現在の段階としては、新聞報道等で見ますのは、地方法人税を消費税と交換をするということ、あるいは、新基準で地方法人税の再配分をするという議論がなされておりますが、私は他にもやり方はあるのだろうと思います。したがって、これもまだ、政府としてこれもやろうということではありませんし、いろいろな意見がありますから、やり方は、そういう方策も含めまして、早く実現可能な手法を編み出していく、合意するように政府はやってくださいというのが、地方団体から現段階で言った方がいいメッセージではないかと思うわけでありまして、それをまず書きまして、いずれにしても地方税の偏在を行う場合には、地方財政計画上、どこかの歳出をある程度計上いたしまして、交付税の総額は減らないようにしなければいけません。ということを目指さなければいけないのではないかと思います。こういう提案をさせていただいているということでもあります。

(会長)ただ今の溝口知事さんのご提案にご意見等がございましたら、ご発言をお願いします。

(鳥取県知事)非常に、微妙な政治情勢の時期に入ってきたと思います。これから年末にかけて、この折衝はどうなってくるか、みんなが関心を持っているところだと思います。ただ、大切なのは、ここに集まっている5県は少なくとも税収格差の是正を求めていくということでは、おそらく一致をしたいと思いますし、その際に税収格差を是正するために、交付税まで減らされてしまい、結局、三位一体改革と同じように、だまされてしまったという結果は絶対に招きたくない、これは、たぶん5県は共通するところだと思います。溝口知事がおっしゃった中で、国が交付税を減らすことはないよと、溝口知事も、私もいろいろ聞いていますけれど、国の方の動きを見て、そういうふうにおっしゃっておられますけれど、ただ、前回のこともありますので、これについては、きっちりと明記しておくべきだと思います。交付税を減らすなということは、必要だと思います。後、法人二税によるか、あるいは消費税との交換によるかということ言えば、私は、いずれ、消費税中心の地方税体系をつくらなければならないというスタンスに立てば、本来、交換論が望ましいものだと思いますので、そうしたニュアンスも必要なのかと思います。そういう意味で現状のものを、溝口知事の修正案にしたがった場合、これは、まったくの私見でございますが、例えば、2段目で、「この方策としては、地方法人二税と消費税との交換や、新たな基準による地方

人二税の再配分などの方策も議論されている」とありますが、「地方法人二税と消費税との税源交換が望ましいと考えられ、新たな基準による地方法人二税の再配分などの方策も議論されているが、いずれにせよ、早期実現を図るべきである」と、いうようにした方がいいかなと思います。と申しますのは、後半に検討していくべきであるという、何でもかんでもいいような感じになりますので、焦点はある程度絞りながら、二つの案が出ている現実を踏まえて、いずれにせよ早期実現を図るべきであるというようにした方がいいのかなと。それから２段落目の最初のところで、「なお」とありますが、その次の「なお」の段落もありますし、私はこの地方税の偏在是正を行う場合には、地方交付税総額が減少しないのが一番大事なことだと思いますので、「なお」ではなく、「この場合、地方税の偏在是正を行う場合には、交付税総額が減少しないことが前提だ」とここは言い切ってもらった方が、いいのではないかと思います。趣旨を申し上げれば、基本的には、溝口知事のお考えに賛同いたしますが、交付税が減少しないということをできるだけ強調してもらいたいということと、後は、議論があまりにも散漫になりすぎてしまうよりも、多少焦点を絞って、いずれはその消費税中心の体系に持ち込みたいというニュアンスを出しておいた方がいいのではないかと思います。

(島根県知事) 今のコメント、だいたい私もけっこうです。そうしますと、その案でいきますと、２行目で地方法人二税と消費税の税源交換が望ましいが、他の方法も含め、早期に実現するよう求めるとかいうふうに、やり方はみんなで合意できればいわけですから、そういうふうにし、それから「なお」ではなくて、「この場合」と地方交付税の総額が、減少しないというか、総額が確保される必要があると、そんなようなことですかね。

(鳥取県知事) 今ので、私は、修正案は異存ありません。

(山口県知事) 最初の原案のところの、やはり新聞情報とは言っても、国が一括徴収した上でというのがありますよね。やはり、だからその部分は、もしそういうことがあるのであれば、これについては明確にどういう方向が出るにしても反対をしないといかんと思うのですよね。

(島根県知事) 一括徴収なんて、あれが出ていますか。

(山口県知事) ええ。出てるよね。だから、そのところは、地方税の基本原則から見て、この部分は絶対に認められないんだということをやっぱり言っておかないと、それも丸めてこの中に入ってしまうと、そういうこともけっこうですよと、それらを含めて、

とにかく早期実現をしてもらったらいいいんですというふうになってしまうと、どうか
なということはあるのです。だから、他の部分はさっきの

(島根県知事) じゃあ、一括徴収という案は適当でないがというのをどこかに入れるふう
にすればよろしいですね。

(山口県知事) その部分だけがちょっとひっかかると、あとの部分は、私はいいのではな
いかという気がします。

(島根県知事) 私の趣旨は、私も消費税の交換がいいと思うのですが、今の政治情勢でそ
ういうところまで、結局、今の国会の状況で政治的な難しい時期にありますから、消
費税まで含んだようなものが、この時期にうまくできるかなという問題意識もありま
してね。いずれにしても、方法論でスタックして、これが実現できないというのが一
番いけないので、若干のやり方については、フレックスビリティを残すような形
が、私はいいのではないかという趣旨なのです。それは、いろいろなやり方がありま
すが、例えば、私が言っているのは、法人二税の4分の1は、法人二税は地方で全部
徴収しますけれど、4分の1は、利用財源で地方に残して、4分の3を調整財源とし
て使うと、その調整財源は消費税の配り方で、配ってもいいわけですよ。今のやり
方で、消費税と同じやり方で配れば消費税に換えたのと同じことになりますから。そ
うでしょう。法人二税を消費税に換えるのと、法人二税を徴収した上で、その配分の
仕方は、地方消費税と同じやり方でやるというのは、可能でしょうからね。いろい
ろなやり方はあり得るわけですよ。消費税に換えた場合だって、4分の1は利用財源で
残すわけですから。

(岡山県知事) 事業者数とか従業員の数とかは関係

(島根県知事) それは、だから、消費税にするというのは、消費税のやり方で配るとい
うことでしょう。だから、それを認めるということは、地方で全部徴収した法人二税を
4分の1は利用財源で残すと、これは今だって同じことですよ。4分の3は法人二税
を消費税に換えるということになりますけれど、消費税のやり方で法人二税を配った
っていいわけでしょう。そういう法改正をすれば。

(岡山県知事) 受益と負担の関係とかは整理できますでしょうか。

(島根県知事) それは、あれでしょう。だって、それは、今の財源を法人二税を消費税に
換えれば、受益と負担といえますか、そういうやり方で地方税を徴収することになる

わけですから。それは、税金論の問題はあるかと思えますよ。だから、そこらへんは。しかし、主張しているのは、この消費税を地方の主たる財源にした方がいいという実論があるわけでしょう。それが、実現できいれればいいんじゃないかという考えですけどもね。しかし、そこらへんは、テクニカルなことがありますから、そういうことを含めてよく検討してもらったらどうかというのが、実は私の提案の背後にはあるのですが、要するに法人二税の地方間の再配分か地方消費税かという二者択一的な選択ではなくて、もう少し、柔軟にいろいろな方法を考えてもらいたいと、国に。それは、地方からもいい意見があれば出した方がいいですし、しかし、大事なことは早く税収格差の具体策が実現するということであって、そこを強調すべきではないかと、やり方のことは、その次にくる問題ではないかというのが、私の修正意見です。

(岡山県知事) 私は、平成16年の交付税の大幅かつ突然のショックに実際に直面したという経験がありますので、そういう面においては、我々、二井さんと同じような考えなのですが、財務省主導で考えられる税の格差是正の考え方というのは、どうしてもやっぱり交付税の全体の削減にねらいがあるんじゃないかと、それもねらいにあるのではないかと思わざるを得ないものですから、やはり、その点はそうあってはならないよと、交付税の削減につながるようなものであってはならないということは、原案のところにありますけれど、これはやはり残しておくべきことなのかなというふうに考えますけれどね。いろいろな方法があっても、やはり交付税の削減にならないような、そういうことを前提に、いろいろなやり方があると思いますが、大事なところは、やはり釘をさしておく必要があるのではないかなという気がします。

(島根県知事) それは、刺しているわけですよ。この「今なお」にしましたけれど、交付税が削減にならないようにすべきであると刺しているわけですが、要するに消費税に換えたって、地方消費税に換えたって、あるいは法人二税の配分のやり方を換えたって、地方税の配分を、交付団体の地方税を減らし、交付団体を増やせば計算上は、交付税総額は、どういうやり方をとって、他を変えなければ少なくともいいという結論なのです。しかし、少なくともそれがいかなので交付税総額を確保するようなことを主張するというのは、どういうやり方をとって同じことになるのです。そこを言っているわけです。

(会長) 財務省ベースにはまるのが恐ろしいのと。

(岡山県知事) 我々も経験からもう何回も財務省ベースにやられていますからね。ですから非常に心配しているのです。

(鳥取県知事) 私も、財務省ペースということは申しませんが、やはり交付税が削減されるのではないかというのは、ずいぶん経験から言って恐れています。ですから、先ほど申しましたが、この場合、地方税の偏在是正を行う場合には、地方交付税総額を削減することは、決してあってはならない、ここはかなり強調して、断じて書いていただきたいと思います。この後の方が、実は、前の原案よりも交付税削減につながらないようにというニュアンスは、私は、溝口知事の方が、このニュアンスは出ていると思いますので、そういう意味でこれをベースとして、今おっしゃったように、「断じて」とか「決して許さない」とか、ここはかなり強烈に言っていただいたらどうかと思います。後、それから二井知事がおっしゃるように、地方の徴税権を侵害しないとか、受益と負担の原則が尊重されるとか、そうしたことは当然のことではありますが、確かに今の検討の中で、ひょっとすると流れる危険もありますので、この地方交付税総額が断じて減少しないように、我々は断固として主張するとかいうことを言った後に、「なお、地方税の徴収権の侵害や受益と負担の原則の尊重など、制度設計に当っては十分考慮すること」とか、そういう考え方も入れておいた方がいいのかなと思います。後、もう一つのポイントは、溝口知事が主張されていることで、私は理解するのは、やはり早期に地方税格差を是正するという気運があるうちに、これはやっつけ仕事でもやってもらいたいなという、そういう正直な気持ちはあります。ですから、早期実現ということは、どこかで私は言葉として使っていただきたいと思います。

(島根県知事) それでは、こういう修正をしたらいかがでしょう。枠内ですが、「地方税収格差の是正は緊急の課題であり、早急に具体的な是正策を講じる必要がある。この方策としては、新たな基準による地方法人二税の再配分ではなく、地方法人二税と消費税の税源交換が望ましいが、いずれにしても早期に実現する必要がある」というふうに簡単にしたらどうでしょうか。その後が続くところは、「この場合、地方財政計画の適正な策定を通じて、地方交付税総額の減少があってはならない」というような、まだ若干直す必要がありますけど、そんなような感じで事務方に整理してもらってはどうか。

(会長) 今、ご意見が出て、そろそろ修文案を事務方に取りまとめて欲しいと思いますが、二井知事さん、石井知事さん、何かご意見はございますか。

(山口県知事) 今の方向で整理をしていただいたらいいと思うのですね。やはり、あまり早急にそちらの方をやることによって、交付税の方に影響が出てきたらいけませんからね。だから、交付税の方を、さっきから話が出ていますように強く強調しておかんと。

(島根県知事) 二井さんね、それは消費税でやっても配分でやっても同じことなんですよ。やり方で違いが出てくるのではなくて、地方税の偏在是正の措置をとれば、それは、不交付団体の地方税が減って、そのぶん交付税が交付団体にいきますから、交付税の総額はいずれの場合も、他を変えなければ減るという結論になるのですよ。だから、それがあってはならないので、地方財政計画上、歳出を増やさないとだめなのです。だから、それはどういうやり方をとっても同じことだから、そのところが、はっきりしておかないと誤解が生じるというのが、私の意見であります。

(岡山県知事) 今、二井知事がいわれた例の、「単に国が一括徴収した上で、」この点が残っていて心配だと、

(島根県知事) だから、そこも入れましてね。

(山口県知事) これは、残しておいて欲しいのです。

(島根県知事) 「国が一括徴収した上で、地方自治体間で、地方法人二税を再配分することは適当でなく、地方法人二税と消費税との税源交換が望ましい」と。

(岡山県知事) この分権特別委員会の方では、地方分権に逆行するものであり、認められないという言い方をしていますね。国が徴収することを。適当でないというより、もっと強く、「地方分権に逆行するものであり、認められない」と。

(島根県知事) それは、それでもいいですよ。

(山口県知事) 事務局の方でそのへんはよく調整してもらったら。

(島根県知事) 調整をさせましょう。どれくらい時間があるのですか。

(会長) 事務方、修文案、調整可能ですか。

(事務局長) 後日やらせていただいた方がいいと思うのですが。

(会長) できれば、今日、もうまとめてしまつて。今日まとまらなければ、後日。

(島根県知事) やらさせたらどうでしょう。

(鳥取県知事) 今、ちょっとやってもらいながら、他の議事を進めれば良いと思います。だいたい折り合った話になったと思いますので。

(会長) まとまるかどうかまでいってください。現実問題として、建築確認申請で、ビルとか何とかの着工が9月から止まっていますでしょう。あれで、地方税収の大幅な減というのは、可能性としては、かなりあると思うのですよね。

(鳥取県知事) 不動産取得税とかね。

(会長) まず、例えば、マンションに特化してしまった建設会社とか、建築確認申請を途中変更したらやり直さなくてはいけなくなりましたから、木造3階建ての住宅を、例えば大工さんがもう一切手がけないとか、この間にもう止まってしまった建築とか住宅の動きによって、住宅の取得に関する動きだけでなく、企業の収益そのもの、地域によっては、すでに小さなそういった建築会社とか、建材業者さんが悲鳴をあげているところがもう出てきていると聞いているのですよ。ですから、今年度の税収にすでに、穴があく可能性が出てきているというのが、私の認識で、今の国の地方財政計画で、来年度は法人二税の税収が上がるから、1兆円交付税を削減しましょうなんていう話とはんでもないというのが、私の認識でありまして。

(鳥取県知事) 私もそれに本当に賛成です。現に我々も10億以上は、歳入欠損が明らかになりました。やっぱり、景気はそんなによくなっていないということですね。ですから、ぜひ、交付税削減にならないように、むしろ、今、会長がおっしゃいましたけれど、1兆1千億概算要求でも減らしているというのが、実は納得がいかないわけでありまして、そのへんも本当は、ここに交付税復元が入っていますので、それで良かったしたいと思いますと思いますが、そのへんも我々としては、共通認識として持っておくべきだと思います。

(山口県知事) だから、ここでまとめてもらうので、あれですけど、事前に話をしておけばよかったんですけど、どうも、この一番最初の復元問題というのは、ちょっと別のというか、当面の問題ですよね。だから、分権改革と何か一緒に入っているのが、若干違和感があったのですけどね。まあ、それは、ここで言っても大変ですから、あれですけど。ちょっと、一番最後の部分は特に強調しないといけないなという感じはしますね。

(岡山県知事) 当面のやつが確かに一緒になって。

(鳥取県知事)特に、今、二井知事もおっしゃったのは4番目の点ですね。確かに異質のものも入っていますし、平成20年度概算要求では、地方税収の増加を根拠に、さらに1兆円もの地方交付税を削減する方向が示されているなどということを、我々としては、反対する姿勢を出していますので、4番も復元・充実というよりも緊急の提言的なタイトルにした方がいいのかもしれないですね。

(山口県知事)緊急アピールみたいな形でね。だとも思ったのだけど、これは言ってもと
思っ

(会長)20年度だけに言及しているこの部分を緊急アピールで分割した方がいいのかもしれないですね。制度論を言ってきて、しかしながらのところだけ、平成20年度予算のことを

(岡山県知事)3の後段も、今、喫緊の課題なのですね。5対5の中長期的な話と一緒に
なっ
ちゃうんだね。3番も。ちょっと、無理やり一緒くたになっているからわかりにく
い
ですね。

(山口県知事)ここにも入っているんだな。確かに。

(鳥取県知事)先ほど、溝口知事が修文されて、今、直しているところと、地方交付税の
20
年度
の分だけ切り取って、緊急アピールにしてもできるんじゃないかと思いますが。

(島根県知事)だから、全体的な整合性がとれているかどうか。そこだけが気になって。

(島根県知事)まあ、税源交換だとかは、これからたぶん、続く長期的な課題でしょう
か
らね。20年度のぶんを別にやるというのは、いいと思いますよ。

(会長)そうですね。今から、税調でどんな議論がなされても、年度内にどこまで議論が
詰
められて、その税源交換の議論までいくかといったら、いかない可能性の方がう
ん
と高い。

(島根県知事)それは、何かするだろうという予感がしますが、しかし、長く続く話です
よ。国全体の税制改革が、今後どう進むか、そういうことにかかっていますから。

(岡山県知事)しかし、増田総務大臣が、そのことを具体的に主張されておられるわけな

ので、我々としては、一生懸命、後押しをすべきではないかと思いますがね。できる限り最後まで。

(会長)ただ、財務省というのも強いところですから、バッジのない大臣をどこまで。

(岡山県知事)だからこそ、地方が、だからこそ、我々が支えてあげないといけないということに。

(島根県知事)いや、いや、そういう問題もあるけれど、今の衆参の逆転現象の中で、今までない政治状況ですからね。だから、政府与党の中だけの議論では、私はこの議論は、なかなか進展しない可能性があるんで、そういうやや広い視野から実現可能なものを求めていかないと、出したけれどもうまくいかないというのでは困るというのが、私の早く実現する必要があるということを強調したいということなのですよ。

(会長)事務局、間に合うかどうかは別にして、とりあえず、平成20年度に向けての緊急提言と抜本的な部分と分けて、修文できるかどうかやってみてください。こちらは、次の議事に入りましょう。次に島根県より、「道路特定財源の確保と高速道路ネットワークの早期整備について」ご説明をお願いします。

(島根県知事)道路特定財源の問題は、ご承知のことでございますので、細かいことは省きますが、2ページ目の右の方です。1、2、3、4と政府に申し入れる事項が書いてございます。1は、道路特定財源は、地方の計画的な道路整備に極めて重要な役割を果たしており、現状の暫定税率を堅持し、道路整備を着実に進めるための財源を安定的に確保すること、2は、道路整備の中期計画に中国地方における真に必要な道路の整備を確実に盛り込むこと、3は、山陰道については、未事業化区間を早期に事業化するとともに、地方負担の軽減のために新直轄方式を導入すること、4は、中国横断自動車道など、事業中の高速道路についても一層の事業促進と供用開始時期の前倒しを図り、早期の事業効果発現に努めること、この4点でありますので、よろしくお願い申し上げます。

(会長)ただ今のご提案につきまして、ご意見がございましたらご発言をお願いします。

(岡山県知事)事務的な発言で恐縮ですが、2の道路整備の中期計画というのは、ほぼ案が、今日出る。

(島根県知事)素案か何かが出るはずですよ。それで、いずれにしても、聞き及んでいると

ことでは、具体的な道路をやりますとか、そういうところにはかからないで、参考資料で、こういう道路を評価して、全体で必要だという根拠の材料に使われるようですね。

(岡山県知事) 中国地方におけるという、この具体的な要望事項は、

(島根県知事) だから、現実には、そこまでは書いていないです。それは、中国に限らず、全部もないのですが、やや強調して書いてあるということでございます。内容がわかりませんから。

(岡山県知事) ちょっとそこが、もともとそういう計画ではないと言われちゃうと。

(会長) 今日の今日ですから、すれ違いますね。ちょっと。

(岡山県知事) 見えていますから、原案がもう出ていますからね。

(山口県知事) 私は、全国知事会の建設運輸、常任委員長をしているものですから、先般、11月8日に冬柴大臣に全国知事会としてのこの問題についての要望はしたわけです。その中に入っている項目で、一つは、例の道路特定財源の地方への配分割合を高めることというのが、この中に入っていないわけです。これが、何か議論された上で、それが特別、高速道路ネットワークの方にウェートをかけたということで外したのか、どうなのかというのをちょっとお聞きしたいですね。

(島根県知事) その点は、書いてございませんが、当面、大事なことは、暫定税率を維持すること、一般財源にするかどうかということが一番大事なことなので、まあ、道路特定財源の中の配分の話は、その次の話なので、当面強調すべきところは、その主要なところでいいんじゃないかというのが、私どもの判断でありますけどね。

(岡山県知事) 私は、それはやっぱり、知事会として入れてきていたので、できれば入れていただいた方がいいなと。

(山口県知事) ただ、地方の場合は、国の方は、道路特定財源で賄っているわけですよね。地方の場合は、一般財源をかなりプラスして投入していますので、今、道路特定財源はかなり余っているのではないかというのが、一般的に言われていることだから、いや、そんなことはありませんよ、地方は、まだまだ一般財源を投入してこれだけのことをやっているのですということも、ちょっと入れておいた方がいいような気がしま

すけど。

(事務局長) 原文の上から4つ目のフレーズのところに、「このような課題に対応するため、道路特定財源については、引き続き暫定税率を含め、現行の税率水準を堅持するとともに、一般財源を投入してまで道路整備を進めている地方の実情に鑑み、道路特定財源の地方への配分割合を高めることなどにより、地方における道路整備財源の充実を図り、地方の道路整備の安定的かつ確実な財源を確保する必要がある」ということで、そこに入れております。

(会長) だから、こっちに入れちゃって、前の暫定税率の方は、後にも入れているわけですよ。

(鳥取県知事) 5番として、私は今のこの読まれたところの件は、入れておいたらいかがかと思います。現実問題として、道路交付金として、今、出そうかという案も出始めていますから、それはもう取りに行った方がいいと思います。

(会長) それでは、前文に入っているとはいえ、1、2、3、4の後段に入っていないということは、無視されてしまう可能性がありますので、抜粋して5として、新たに項目を起して修文するというところでよろしゅうございますか。

(異議なし)

(会長) それでは、そのように修文してまたお諮りをさせていただきます。それでは、次に「障害者自立支援法の見直しについて」鳥取県の方からご説明をお願いします。

(鳥取県知事) 障害者自立支援法については、一応見直しの時期も設定されていますが、いろいろ不備のある法律であるということで、現場で不具合が出ていることはご承知のとおりかと思います。国もさすがに障害者自立支援法についていろいろと見直しを図らなければいけないという空気になってはいますが、私どもも具体的な問題点をきちんと指摘をして、その検討を加速する必要があると思います。前書きに続きまして、1として、法の見直しについて地方の提案要望を聞いて十分現場に配慮した内容にして欲しいと、地方自治体の方に財源措置をちゃんとしてもらいたいということを書いてあります。2つめに、平成20年度までの経過措置になっている現在の障害者の利用者負担、この軽減措置が、命綱のようになってはいますので、その継続を求めるといって、それから3として、私どものような中国地方の人口が比較的希薄な地域では、なかなか報酬単価だけで賄うことは難しいケースがいくつもあります。ですか

ら、サービスを安定的に供給するという意味で、基準とか報酬単価の見直しなどをやってもらいたい。3年後に見直しということになっていますが、できるだけ早く、こうした実情に応じた措置はやるべきだということでありまして、2ページ目に具体的な例を掲げさせていただいています。1つ目としては、児童デイサービス事業所への支援でございますが、児童デイサービスは、お子さんを預かる事業でございます。障害のあるお子さんを預かる時に、学齢期未満の人を7割以上入れないとお金がちゃんとでないというような仕組みになっているわけでございます。人口が少ないところでは、それだけ学齢期未満の障害児を集めること自体が、至難の技でございます。そういうふうな意味では、我々のところではうまくワークしないということがあります。また、単価も基本的にちょっと減っている感じになっておりまして、この現状を改善する必要があるというのが一番であります。それから、2番ですが、ケアホームにつきまして、このたび、一定の措置は入ったわけでありまして、これも国の方は、6対1の介護基準といいますが、そういうことで組んでいるのですが、人口が少ないとそういうことがなかなか難しいです。ですから、夜間支援を行うのに十分な加算額といいますが、報酬額、加算額といった措置をする必要があるということでございます。それから、3番目として、地域生活支援サービス提供事業所への転換を促進する報酬単価の見直しということでありまして、入所から在宅へとドライブをかけるといっているのですが、現実問題として、在宅でやろうとした場合の報酬単価は、実質上切り下げないといけない格好になっていまして、こちらへの流動ができる状態になっていません。ですから、これも制度設計としてミスがあると思いますので、この点も例として上げさせていただきました。このようなことを、障害者自立支援法の不備として、我々としてもきちんとアピールをして、今、ちょうど改善策も練ろうとしていますので、声を上げておく必要があるかと思えます。

(会長)ただ今のご提案につきまして、ご意見がございましたらご発言をお願いいたします。

(島根県知事)基本的に賛成でございます。

(賛成)

(会長)それでは、ご異論もないようでございますので、原案のとおりとしたいと存じます。以上、3つの課題で2つは修文中で、1つは、まとまりました。それでは、修文にまだ時間を要しておりますので、その他のテーマについて意見交換を行いたいと存じます。まず、「新たな総合過疎対策について」でございますが、島根県知事さん、いかがでしょうか。

(島根県知事) 今春の中国地方知事会以降、新たな法律制定に向けまして、国、地方を通じて検討の体制が整いつつございます。全国知事会では、来週、月曜11月19日に第1回目の過疎対策特別委員会を開催の予定であります。それから、自民党の過疎対策特別委員会では、すでに関係省庁からヒアリングを終了し、実態調査を開始しております。総務省は、9月に過疎問題懇談会を設置いたしまして、来年度前半に向け、新たな過疎対策の基本的な考え方を取りまとめる予定でございます。9月の中四国サミットでは、中国5県の取組を基本としつつ、可能な限り中四国が共同で連携して、新規立法に向けて取り組む方向で合意をさせていただいているところであります。当面、国や全国知事会等の動きに対応いたしまして、12月上旬を目途に基本的な事項について、共同提案を中国知事会として提案してはどうかという考えで、今、事務的に準備を進めているところでございます。これは中四国ですね、10月に中四国過疎担当課長会議が開催されまして、中四国9県の枠組みにより共同提案の意向を確認し、事務的に準備中ということでございます。今後、中国地方知事会で取り組んでまいりました共同研究の成果も踏まえまして、今年度末を目途に新たな過疎対策を取りまとめ、国や全国の知事会の場で検討したらいかがかと考えているところでございます。以上であります。

(会長) ありがとうございます。ただ今のご説明につきまして、ご意見等がございましたら、ご発言をお願いいたします。

(岡山県知事) 賛成です。我々は、中山間地域が大変多いという実情もございまして、過疎地域が多いわけですから、中国地方としてまとめて国の方に対して積極的に提案していくということは、大変大切なことだと思います。賛同させていただきます。

(賛同)

(会長) それでは、新たな総合的な過疎対策につきましては、中国各県との連携を図りつつ、この資料4に検討状況を報告されております中国地方中山間地域振興協議会で共同事業、共同研究なども活用しながら、全国知事会に設置された過疎対策特別委員会で議論するとともに、国、あるいは関係国会議員、ならびに関係団体へ新法制定に向けた積極的な働きかけを行いたいと存じます。そういうことでよろしゅうございましょうか。

(異議なし)

(会長) その他に、総合行政 LGWAN で鳥取県さん。

(鳥取県知事) 総合行政ネットワークという地方自治情報センターがやっているネットワークがございます。これについて、問題提起といえますか、皆さん一緒に考えていただきたいなと思いますのは、大変、経費にお金がかかっております。具体的に申しますと、団体名を上げて恐縮ですが、東京都で7700万円年間負担すると。広島県で7200万、私ども鳥取県で6900万円、どうも不公平感が若干あるかなというふうに思います。実際に使っているのは、どうもメールのような話でございまして、本質的には、もう全国的にこうした経費はなるべく安く上げてもらって、共同事業でやること自体は否定しませんが、全体の経費を下げることだとか、団体間で負担のあり方自体も議論していただきたいなと思っておりまして、私ども全国の方に申し上げているところでございます。皆様方にも、ぜひ、ご賛同いただいて、もっと適正化するようにこれからも検討をお願いしたいということでもあります。

(会長) これは、全員賛成ですね。

(岡山県知事) そのとおりです。

(鳥取県知事) 東京が7700万というのは。

(会長) それでは、まずは、LGWAN の全体運用経費の削減に努めるべきで、なおかつ適正な負担方法について、地方自治情報センターに働きかけていく考え方でよろしゅうございますか。

(異議なし)

(会長) それでは、LGWAN の継続性、信頼性にとって真に必要なものかを再度検討するよう、またそういったコストの面も含めて、あらゆる機会を捉えて、財団法人、地方自治情報センターに対し、粘り強く引き続いて要請をしまいたいと存じます。岡山県さん、カワウで何か。

(岡山県知事) これは、実は、皆様方も鮎の水産業被害が大変多いということで、共通の問題をご認識なさっておられるかと思いますが、このカワウにつきまして、広域的な保護管理対策を行うべきだということで、ご提案させていただきたいと思います。鮎の様々な対策、避難場所を設置したり、カワウを追っ払ったり、銃器によって駆除したり、いろいろやっているのですが、やはり、カワウは県域を越えまして、広域的に

移動するということもございます。また、一方、ご承知かと思いますが、隣の近畿圏や中部圏の方もカワウの広域保護管理指針というものを設けておりまして、広域的なそういう協議会が設立され、対策でいろいろやっているものですから、そうするとカワウの方も住所不定ということもありまして、こちらの方へ移ってくるということもございます。やはり、国が中心となりましていろいろ協議調整をされておられるという中部とか近畿圏の状況に準じまして、我々、中国地方におきましても国を中心にブロックでの広域協議会を設立いたしまして、広域的な保護管理対策指針といったものをつくるということで、一斉に行動するというのをできればと思っています。まずは、国の方に対しまして、そういう皆さんの意見が一致すれば働きかけをさせていただきますればとこのように思いまして、提案をさせていただきます。

(会長) 本県でもカワウの被害というのは、深刻なのですが、各県いかがでしょうか。

(山口県知事) 私のところも、私はあまりこの問題に気がつかなかったのですが、3年前ですか、岩国の錦川でカワウが非常に増えて、鮎が被害に遭っているから何とかしてくれないかという話がありまして、それから実態調査を始めたのです。今、山口県の実態調査を一応終えて、ガイドラインは作ったのですが、そうは言いつても、今、お話があったように非常に広域的な問題ですから、県の中だけでやっても効果はなかなか出ないということもありますので、これは国の方の働きかけと同時に、中国ブロックで協議会をつくってということですから、一度集まって議論をしてみたらどうかという気はいたします。したがって、協議会をつくってやるということについては、賛成をしたいと思います。私も基本的に石井知事のご提案に賛成です。

(鳥取県知事) 私も基本的に石井知事のご提案に賛同したいと思いますし、その協議会を立ち上げていただくことを推進させていただきたいと思います。その際、今日、これを決めるということではありませんが、いろいろ有害鳥獣の共通の課題を他にもあると思うのです。せっかく農林関係とか環境関係の部局が集まられるのであれば、他の鳥獣についても一緒にできることがあるかどうか検討していただければありがたいなと思います。具体的に今、一番気になりますのは、熊なのです。鳥取県の場合には、熊に二つ派閥がありまして、一つは、氷ノ山系でございまして、兵庫県とかあのへんから攻めてきて、これが鳥取県の東部の方に入ります。後、鳥取県の西部の方は、広島熊がやってくるのです。この二つの派閥が、我が県で入り乱れているわけですが、これが最近はその保護活動も同時にやらないといけないものですから、学習放獣をするのですが、これがなかなかやっかいでございまして、技術がいたり、実態調査も伴いますので、例えば、こういうのもカワウでせっかくお集まりになる時に、その他の有害鳥獣にも共通のテーマがあるかなというのを話し合っただけ

ばありがたいと思います。

(鳥根県知事) 鳥根も状況は同じで、石井知事のご提案、そのとおりです。

(会長) カワウと熊といのししと、後何でしょうね。

(山口県知事) 猿，鹿…。

(鳥取県知事) いのししは，鳥取県で安くて保護柵をつくりました。これは，発明して，このたび，岡山県の方と一緒に勉強会をやったりしております，県境を越えて勉強ができることはあると思います。

(岡山県知事) 効果的な方法を勉強できますが，カワウについては，環境省が中心となって動いていただけますから，少なくともこれは，それとしてやりながら，またせっかく集まった機会ですから，幅広く有害鳥獣対策，意見交換することは大事だと思いますね。

(会長) それでは各県，事務レベルで情報交換をしながら，こうした対策を講じていくということで，よろしゅうございますね。時間の制約もございますが，まず道路の方が出てきましたので，これをお目通しいたいて，修正案等ございましたらご意見を頂戴いたしたいと存じます。

(鳥取県知事) 素早く直していただいて，感謝を申し上げたいと思います。欲を言えば，5番の最初のところの，「道路整備を進めている地方の実情に鑑み」というところですが，問題なのは，道路特定財源を大幅に上回って，道路整備を進めているというところでございますので，「道路特定財源を大幅に超過して，道路整備をせざるを得ない地方の実情を鑑み」とか，そういうふうにしてもらった方がわかりやすいかなと思います。

(会長) 今のご意見でよろしゅうございますか。

(異議なし)

(会長) それでは，事務方，そのところを再修文お願いします。

(山口県知事) それでは，前のところは削るわけですね。この中は。

(事務局長) 前文の置いておこうと思っています。

(山口県知事) 置いておくのですね。線が引いてあるから、これを削るのかと思った。

(会長) 森林関係税について。

(島根県知事) 森林関係の各地方税は、中国5県でもそれぞれやっておられますけれど、やはり、国際的にはCO₂の削減ということが、非常に大きな課題になっていて、その面で森林が大きな役割を果たしているわけですから、日本全国の受益と負担ということから言えば、全国の税として森林税をエネルギー消費とか経済活動に応じて、薄く広く徴収して、それで集まった税を森林面積に応じて、森林が主要なCO₂を吸収しているということで、森林面積に応じて配分をしたらどうかという提案でございます。特に地球環境サミットは、最近ではCO₂のようなものが大きな課題になっておりますから、地方の立場からも言った方がよろしいですし、森林が荒れております。財源が足りないわけでして、その財源を都市の受益を受ける都市の人たちも負担してはどうかということです。

(会長) ただ今の島根県のご説明にご意見等がございましたら、ご発言をお願いします。

(山口県知事) 国の方で、環境税というのを検討していますよね。これは、森林ではなくて、別の観点で確か。

(島根県知事) いや、似たようなことですね。

(山口県知事) 似たようなことですか。だったらそのところがちょっと混乱というか、ちょっと整理をしておかんといけないような気がしたのですが。

(島根県知事) 国の方は、環境省とか農水省にも話をしますが、それぞれいろいろなことを言っていると、それがムードづくりに役立つんだということでございまして、そういう観点から、私どもも発言をしていくということでございます。

(鳥取県知事) 中国5県の特性として、今、法人や個人の住民税の均等割に超過課税しまして、それでそれぞれに森林環境の税目を立てております。そういう意味では、我々は共通に同じような土台を持っているのですが、ただ、結局、県内だけの財源調整になりますので、それを溝口知事のご提案、それを読まさせていただきますと、全国的

に東京とか神奈川などから、我々のように森林の多いところに税源を移転するといいますが、全国レベルの税目にした方がいいというご思想だと思います。そういう意味では、基本的には、私は賛成したいと思いますし、いくつかの県議会議で構成する組織でも同じような議論を始めているとうかがっています。今日、合意があるかどうかといことは知れませんが、これは、今、国でいう環境税、これは炭素税であって、ガソリンなどに対する課税でございます、あれは道路特定財源をバッティングする可能性もありますので、まだ、私どもの方は、こういう税の方が受け入れやすいと思いますし、これができれば、我々のところで、法定外的に超過課税をやっているものをこちらに振り替えて、さらに税収も増えるということになるのではないかと思いますので、提案には私は賛成をしたいと思います。

(岡山県知事) これは、以前からよく出ている水源の税ですね。国税と同じようにね。議論していただくということは、大いにけっこうだと思います。

(会長) 本県は、これはやはり大都市との均衡を図るべきということで、その全国的制度として、取り入れられるべきで、主張したがばかりに、本県は森林環境税の創設が遅れまして、今年度、ようやくつくりました。ただ、これも、各県5年間とかそういう条例でやっておいでになるでしょうから、それぞれ、その条例の改定時期がばらばらにやってくるのだと思いますけれど、やはり、国に対して、声を上げ続けたいといけない種類の議論だと思います。したがって、各県とも独自の課税をしておいでになりますけれども、今後とも政府に対して、そういうアピールを続けていくということで、よろしゅうございますね。それでは、これはどれがどれですか。

(事務局長) それでは、ご説明いたします。一枚紙の「第二期地方分権改革の推進と地方税財源の充実強化について」を一つで独立させまして、下の1, 2, 3とございますが、「また」以下は削減しまして、もう一つの方に持って行っております。ですから、これで一つのアピールです。これは、来年の話ではないということでございますので。それから、もう一つの方が、これはちょっとご説明をしないとわかりづらいので、「平成20年度の地方税財源の充実強化及び地方交付税総額の復元・充実について」という題名にしております。2枚目のところは、島根県の方でつくっていただいたペーパーがございますが、地方税財源の充実強化というのを1にしまして、そのところは、島根県さんの方で修文していただいておりますとおりでございます。地方の税収格差の是正は緊急の課題である。現在、地方法人二税について、国が一括徴収した上で再配分する案が、議論されているが、応益負担原則など、地方税の基本原則との関係で多くの問題を抱えている。このことから、その是正策として、地方法人二税と消費税との税源交換が望ましい。いずれにしても、早急に具体的な是正策を構じる必要があ

る。この場合、地方税の偏在是正について、地方交付税総額が減少することは、断じてあってはならないということにしております。それから、次のところの一番最後の3ページ目を見ていただきますと、地方交付税総額の復元充実を2ということにして、おりまして、来年の予算向けに二つに分けたということでございます。

(会長) おわかりになりましたでしょうか。

(島根県知事) 私は、島根県の提案のところは、今の修正でけっこうですけども、最後のところで、「いずれにしても」というのは、この二案に限らないので、早く具体的な案をして欲しいということがありまして、二者択一ではないですよという趣旨でございまして、そのところはよくご理解いただきたいと思います。

(会長) 「いずれにせよ」という言葉の使い方ですね。これは、1、「地方税財源の充実強化」という項目を立てて、「地方の税収格差の是正は、」から始まるのですね。

(事務局長) そうではなくて、「依然として国と地方は」のところですよ。

(会長) ここは、消してあるのではなくて、活きですか。

(事務局長) 活きにしまして、「また」の線を引いているところが、島根県さんの案に置き換えるということです。

(会長) 「この方策としては、国の一括徴収による法人二税による新たな基準による再配分は、地方分権に逆行するもので認められず、地方法人二税と消費税が税財源交換が望ましいと考えられ、いずれにせよ」といくのですか。

(事務局長) 島根のがあるでしょう。それに書き換わるのです。

(島根県知事) その枠内が、今、事務方が調整した案になっていますから。

(会長) これはもう修正ずみのものなのですか。

(山口県知事) この「いずれにしても」のところ、「税源交換が望ましく、早急に」と結びつけたらいかんのですか。

(島根県知事) それだけじゃないですからね。いろいろなやり方があるでしょうからね。

私が言っているのは、これに限られているわけではないので、要するに早くやってくれということ、いずれにしても、早く具体案をつくってやって欲しいということ、訴えるのであって、要するに国が徴収するのは、適当でないというのはそれだけです。

(会長)「いずれにしても」という言葉をあまり使いたくないですね。どっちにしろという意味で。

(島根県知事)じゃあ、取りますか。「早急に具体的な是正方を講じる必要がある」でもいいですよ。同じことですから。

(山口県知事)この「いずれにしても」だけを削るのですか。

(会長)ということでいかがでしょうか。石井知事さん、いかがですか。

(岡山県知事)ちょっとぼやけてきましたね。少し。

(島根県知事)それを入れないと、私は現実的な提案ではないと思いますよ。

(会長)どの部分ですか。

(島根県知事)いや、いや、「早急に」です。

(会長)その部分ですね。

(島根県知事)早急に講じる必要があるというのを入れないとですね。それが一番大事なところですからね。

(岡山県知事)1行目の「緊急な課題であり、早急に具体的な施策を講じる」なんかね。1行目とくつつくんですかね。本来は。

(島根県知事)そこは、まあ、いずれにしても、まだアイデアはいろいろあるはずなので、よく検討して欲しいと。

(鳥取県知事)今、石井知事がおっしゃったのを、後ろに持ってきてはいけないんでしょうか。つまり、「現在、地方法人二税」から始めて、それで「望ましい。」とし、「地方

の税収格差の是正は緊急の課題であり、早急に具体的な是正策を講じる必要がある」と。

(会長) そうですね。

(島根県知事) それがいい。

(会長) 事務局、わかりました。

(事務局長) 地方法人二税、頭の「地方の税収格差の是正が緊急の課題である」というの
とって、それを、その下の「地方法人二税と消費税との税源交換が望ましい。地方の
税収格差の問題は緊急の課題であり、早急に具体的な是正策を講じる必要がある」そ
ういうことで、いいですか。

(会長) それでいいです。

(岡山県知事) そういうことです。

(会長) はい、そういうことで。

(島根県知事) それは、現行制度のままでもできますからね。

(会長) はい、それでは、そのように修文をさせていただきます。

(鳥取県知事) 後、もう一つの方の「依然としては」は、まったく残るのですか。「依然と
して」は、両方残るのですか。

(事務局長) 両方残した方が、文章としていいかなと思うのですが、とりましようか。

(岡山県知事) 5対5というのは、先の話ですから。

(事務局長) それではとりましよう。

(鳥取県知事) それの方がいいんじゃないかと思えますけどね。

(事務局長) そうしましよう。

(会長) どれを削るのでしたかね。

(鳥取県知事) 今、二つ共同アピール案を分けたのですが、両方に、「依然として」というパラグラフが残った格好になったのですが、これを整理した方がいいのではないかと。長期的な課題の方で、「依然として」を入れた方がいいのではないかと思います。

(事務局長) その方がインパクトがありますね。

(会長) そうですね。5対5，平成20年度ですからね。わかりました。これで，修文案はよろしゅうございますね。まだ，多少，時間がありますので，鳥取県さん，黄砂の問題。

(鳥取県知事) 時間もなくなってきたので，簡単に申しますと，さっきも会議で申し上げましたが，黄砂は，私ども共通の課題として今後認識していただければと思います。できれば，知事会の方でもこうした黄砂問題も検討を国の方に促すなどの措置をとっていただきたいと思いますが，現在，実は，環境省の方で微細粒子がどういうふうに，人体に与える影響があるかという研究をやっています。どうも，これがあまり人体に影響がないとは言い切れない結果になるのではないかと思います。と申しますのは，諸外国では，これは問題になっていまして，塵肺ではありませんが，体内に残留する可能性があります。ですから，いずれこれは大きな課題になってくると思います。私どもとしては，知事会の方で国の方に，ぜひこの黄砂問題を積極的な取組をしてもらうように求めたり，共同でできることをやってはかがかかと思ひます。合意がどこまで得られるか，得られなければ認識していただきまして，これからも共通課題として考えながら，国の動きを，環境省の調査も進んでいますので，それを見ながら随時，アピールを上げるとかいうことを考えていただければと思います。

(会長) 各県，ご意見がございますでしょうか。

(山口県知事) 私のところは，日韓海峡沿岸県市道知事会議というのに入っているのですよ。日本側は，山口県，福岡県，佐賀県，長崎県，その海峡を挟んだ向こうの韓国の方は，釜山と私どもが姉妹提携している慶尚南道，全羅南道と済州島，4対4でこの前も会議をやりまして，やはり韓国側も黄砂の問題で非常に悩んでいるということがありまして，20年度，来年度の2年間で，お互いの黄砂の関係のデータを集めていこうではないかということで，共同調査を始めるようにしました。したがって，国際的な問題でもありますから，我々は，我々として，今申し上げたような形のデータの収集はしますけれど，やっぱり国の方に働きかけていくということが，重要ではない

かと思えますから、基本的にはこういう方向で、賛成をさせていただきたいと思いません。

(会長)他にございませんでしょうか。本県でも19年度にこれは調査したのですか。

(事務局長)はい。

(会長)来年も引き続きする。それでは、問題意識を持って、できれば具体的なデータをつけて、全国知事会から国に要望していくということによろしいのでしょうか。はい、それでは、そのように決めます。他にご意見は。鳥取県さん、「品目横断的経営安定対策の検証・見直し

(鳥取県知事)これは、県によっていろいろ事情は違うかもしれませんが、これは、先ほどの会議で申し上げたとおり、中国地方は中山間地域がものすごく多くて、品目横断的経営安定対策や集落営農がうまく国の基準までいきません。ですから、これについてぜひ、国の方に政策転換を求め、集落営農をどうやって進めて、競争力のある農村社会にしていくかということを通じ意見交換を行っていったらどうかと、こういうことでもあります。

(会長)各県、いかがでしょうか。

(島根県知事)同じような考えです。

(会長)広島県は、集落営農がようやく100を超えて、今、111まで出来上がったのですが、ただ、いずれにしても問題意識がございますので、それでは各県の担当部局間で、まずは意見交換をし、今後、方向性を見出すように努力をするということによろしいでしょうか。他にございませんでしょうか。よろしいでしょうか。はい、どうもありがとうございました。それでは、予定しておりました時間にもほぼなりましたので、これを持ちまして本日の会議を終了いたします。議事進行にご協力いただきまして真にありがとうございました。

(事務局長)ありがとうございました。なお、今回の知事会議につきまして、当初、鳥取県で開催を予定しておりましたが、全国知事会議の日程などにより、会場をこちらに変更して開催いたしましたところでございます。次年度につきましては、第1回を島根県さんで、第2回を今年度予定しておりました鳥取県さんで開催する予定でございますので、どうぞよろしくお願いいたします。